平成２２年（フ）第５８号
北海道北見市泉町２丁目１番12号　沢山マンション１Ｆ１号
債務者　栗原　文子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第２２１号
千葉市若葉区小倉台２丁目７番７号　エスペランサ小倉台101号
債務者　鈴木　一夫（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５１３号
千葉県船橋市咲が丘４丁目34番２棟104号
債務者　川崎　悦子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５５２号
千葉県市原市山倉889番地３
債務者　鈴木　恵美（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５６０号
千葉県八千代市緑が丘２丁目25番地26　グランヴェールⅠ101
債務者　沢井　賀子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５６９号
千葉県船橋市日の出２丁目４番７号　ニシノビル204号
債務者　小田桐拓也
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６４２号
千葉市中央区矢作町804番地10　クレイモアパーク103号
債務者　近藤　哲也
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６４８号
千葉県船橋市芝山１丁目40番６棟106号、申立書上の住所千葉県船橋市新高根４丁目17番３号
債務者　岩田　修二
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６４９号
千葉県船橋市芝山１丁目40番６棟106号、申立書上の住所千葉県船橋市新高根４丁目17番３号
債務者　岩田　秋子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３３６号
名古屋市緑区森の里１丁目94番地　森の里荘１棟816号
債務者　宮坂　太一
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５１８号
名古屋市緑区鳴海町字丸内54番地
債務者　水谷千鶴子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０６号
岡山県総社市上林691番地
債務者　新谷　清志
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第７０４号
札幌市東区北31条東17丁目１番９―107号
債務者　山内　英治
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９０２号
札幌市中央区南６条西２丁目５番地15　ＡＭＳＴＯＷＲ南６条404号
債務者　川村さつき
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１６５号
札幌市東区北43条東７丁目３番３号　吉田マンション
債務者　押野見敏郎
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１６６号
札幌市東区北43条東７丁目３番３号　吉田マンション
債務者　押野見静子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２３８号
北海道江別市大麻中町３番地　Ａ９―314
債務者　大川祐貴子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部